

輪島市監査公表第3号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、
輪島市監査基準に準拠し執行した監査の結果について、同条第9項
及び同基準第17条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和5年3月20日

輪島市監査委員 高森 宝一

輪島市監査委員 森 正樹

定期監査結果報告

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査実施日

令和4年11月9日

3 監査対象

輪島市立西保公民館、輪島市立三井公民館、生涯学習課

4 監査の着眼点

- (1) 事務事業が法令や条例等に従って適正に行われているか
- (2) 資料等の計数が正確であるか
- (3) 最小の経費で最大の効果を挙げているか
- (4) 能率的な事務処理が行われているか
- (5) 所期の目的を達成し効果を上げているか
- (6) 前回監査等での指摘事項、意見に対する措置状況について

5 監査の実施内容

令和4年度の事務事業（令和3年度の関連分を含む）について、事前提出された監査資料を財政的観点に基づき審査し、関係職員から説明を聴取し実施した。また、行政的観点に基づいた審査もあわせて実施した。

6 監査の結果

監査した財務に関する事務及び行政事務については、概ね適正に執行されていると認められた。監査対象に対しては、次のとおり改善について検討を求める事項として「意見」とする。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

【西保公民館】

「意見」

- (1) 公民館として必要な事務用品等の購入について、公民館施設管理費からの支出と公民館運営事業補助金からの支出がされているが、補助金はその目的、対象等が決まっていることから、適切な事務執行に努めていただきたい。
- (2) 花のまちづくり事業において、翌年度以降に使用する消耗品等を年度末に購入しているが、会計年度独立の原則に反することから、当該年度に使用可能なものへの支出とするなど補助金事業の適正な支出事務に努めていただきたい。また、立替払など適正に欠ける事務処理が認められることから適正な支出事務に努めていただきたい。
- (3) 補助事業の領収証で、あて先が公民館でないものが保管されているが、補助対象外となるので領収証のあて先は、補助金等交付決定を受けた事業者が支出したことが確認できるよう、適正な補助事業の執行に努めていただきたい。

【三井公民館】

「意見」

公民館として必要な事務用品等の購入について、公民館施設管理費からの支出と公民館運営事業補助金からの支出がされているが、補助金はその目的、対象等が決まっていることから、適切な事務執行に努めていただきたい。